

プロテリアル健康保険組合ご加入者 各位

プロテリアル健康保険組合

2024 年 12 月 2 日以降の「健康保険証」について

国内における現在の健康保険証は 2024 年 12 月 2 日以降新たに発行されなくなり、その後はマイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行されます。
つきましては、当健保での取扱いについて下記の通りお知らせしますので、よろしくお願いします。

記

1. 概要

健康保険証のマイナンバーカード利用への切替は概ね次の通りとなります。
お手元の健康保険証は、当健保加入者である限り 1 年間使用できます。

	マイナ保険証		2024/12/2～2025/12/1 <経過措置期間>		2025/12/2～	備 考
【現加入者】 2024/12/1までの 資格取得者	登録者	保 険 証 発 行 廃 止	マイナ保険証	保 険 証 廃 止	マイナ保険証	
			現在の健康保険証			
	未登録者		現在の健康保険証		資格確認書 (新規発行)	マイナ保険証登録後はマイナ保険証 利用に（早めに切替ください）
		保 険 証 発 行 廃 止		保 険 証 廃 止		
【新規加入者】 2024/12/2以降の 資格取得者	登録者		マイナ保険証		マイナ保険証	
	未登録者		資格確認書（新規発行）		資格確認書 (再発行)	マイナ保険証登録後はマイナ保険証 利用に（早めに切替ください）

- * マイナ保険証登録者とは、マイナンバーカードを取得し、健康保険証と紐づけしている方をいいます
- * 現在の健康保険証を紛失した場合や退職、転籍となる場合は再発行がありません
- * 保険証は交付日が基準となり、資格取得が12/1以前であっても交付日が12/2以降となる場合は保険証の発行ができません
現在の様式の健康保険証の発行を要する場合は**11/25（月）までに**各事業所の健保担当者宛申請書を提出ください

2. 資格確認書について

(1) 発行の目的

資格確認書は、マイナ保険証によるオンラインでの資格確認を受けることができない方に対し、資格確認書を提示することで保険診療を受けられるように例外的に対応するものです。

(2) 交付対象者と手続き

資格確認書には、本人の申請によって発行されるもの、本人の申請が必要なく健保から発行されるものの2通りがあり、次の通りとなります。

資格確認書（はがきサイズ）

健康保険資格確認書			
本人（被保険者）			
令和 年 月 日交付			
記 号	1234	番 号	1234567 (枝番) 00
氏 名	健保 太郎		
性 別	男		
生 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
資格取得年月日	令和06年04月01日		
一部負担金の割合	3割		
有 効 期 限	令和07年12月01日		
保 険 者 番 号	06630255		
保 険 者 名 称	プロテリアル健康保険組合		
保 険 者 所 在 地	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番14号		

交付対象者		交付手続き
①マイナンバーカード紛失者	④要配慮者（＊）	本人の申請による交付
②マイナンバーカード更新中の者	⑤マイナ保険証登録解除者	
③資格確認書交付希望者		
⑥マイナンバーカード未取得者	⑨マイナンバーカード返納者	健保による職権交付 （本人の申請不要）
⑦マイナンバーカード利用登録未済者	⑩資格確認書有効期限切れ	
⑧マイナンバーカード有効期限切れ		

＊マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある方

（３）配布

健保から事業所経由にてお渡しします。

（４）有効期限

2024/12～2025/11 に交付された資格確認書の有効期限は 2025 年 12 月 1 日。

（以降の有効期間については今後お知らせします）。

3. 健康保険証及び資格確認書の回収

（１）現在の健康保険証

- ・ **2025 年 12 月 1 日まで各自で保管（使用可）願います**
- ・ 2025 年 12 月 1 日までに、退職や被扶養者から外れた場合、転籍によって記号番号の変更があった場合等は、現在と同様に各事業所経由で保険証を回収します。
- ・ **保険証の使用が出来なくなる 2025 年 12 月 2 日以降に各自で廃棄**ください（回収は行いません）

（２）資格確認書

- ・ 有効期限が切れた資格確認書は、有効期限以降に各自で廃棄ください（回収は行いません）
- ・ 有効期限内に健保の資格喪失をした場合は、現在の保険証と同様に各事業所経由で資格確認書を回収します。

4. その他

健保ホームページ経由で閲覧できる「資格情報のお知らせ」は、12/2 以降も自身の記号や番号を確認するなど利用できますが、マイナンバーの数字は記載されませんのでご注意ください。

以 上

関連リーフレット；厚労省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html#kokumin1